



福岡市育成会だより

第 167 号

発行所 社会福祉法人 福岡市手をつなぐ育成会

〒 810-0062 福岡市中央区荒戸 3 丁目 3-9 福岡市市民福祉プラザ 4 階

TEL. 092-713-1480

この会報は、
共同募金の配分を
受けて作成した
ものです。



ありがとうございました

「災害に備える」

社会福祉法人福岡市手をつなぐ育成会

理事長 花田敏秀

今回のテーマは「災害に備える」となっています。当法人の取り組みはBCP(事業継続計画)を作成するためのプロジェクトチームを編成しましたので次ページ以降をご覧くださいと思います。

さて、災害と言えば自然災害を思い起こしますが今年の新型コロナウイルスの感染拡大は災害と言ってもよい事態です。第2波は収束に向かいつつありますが、今後の推移は現段階では何とも言えません。第3波がどうなるのかは予断を許さない状況だと思えます。世界各国で感染が拡大しているコロナですが、今回は米国の医療制度を紹介して「災害に備える」を考えたいと思えます。というのも国によって感染者数、死者数にかなりの差があるからです。

まず、WHOの発表によれば本年9月13日現在の人口10万人当たりの感染者、死者数ともに突出して上位にあるのがアメリカ、ブラジル、インドです。インドやブラジルと異なり経済先進国のそれもリーダーと言われるアメリカにおいて実に651万人余が感染、20万人弱の死亡が確認されています。

米国の医療制度は「公的医療限定方式」と言われるもので公的な医療保険は65歳以上の高齢者および障害者を対象に連邦政府が提供している「メディケ

ア」と低所得者を対象に州政府が提供している「メディケイド」があるだけです。現役世代の人々は民間保険会社の医療保険に加入するのが原則です。その結果人口の3分の2以上の人は公的保険に加入できません(加入しません)。民間保険ですから当然保険料の支払い額に応じて保険内容も異なることになります。その帰結として多数の無保険者が存在します。その背景には、公的な関与を嫌い、自由競争と自己責任に基づく民間の力を尊重するという米国流の考え方があるからです。競争を勝ち抜いて質の高いサービスを提供者は高い報酬を得ることができ、医療も同様だ。利用者も、国の保護をあてにするのではなく自分で保険を準備せよ。このような風土は高水準の医学と現場を実現しましたが、一方で国民1人当たりの医療費でも対GDP比でみて

も米国の医療費は世界でもとびぬけて高いものになっています。民営化が「効率化を促し安く質の良いサービスが実現する」には直結しない好例です。こうした制度ですから医療の恩恵を受けることができず多数存在することになります。今回の感染率と死亡率の高さはアメリカの医療制度もその一因ではないかと言われています。医療の沙汰も金次第と言っても過言ではあり

ません。

日本の医療制度については説明するまでもないと思いますが、すべての国民は原則として何らかの医療保険に加入します(加入が義務付けられています)。またこの医療機関にも原則3割の自己負担でアクセスでき高額療養費制度も用意されています。コロナの感染率や死亡率が比較的少なく済んでいるのは政府の対応の善し悪しというよりもこうした世界に誇るべき医療制度をもっていることも原因の一つと考えられます。

戦後、75年営々と築いてきた社会保障制度(私たちの社会福祉はその一部と定義されている)が規制緩和、自由競争、自己責任、民営化の掛け声の中で、すべての面で見直しが図られています。医療制度も例外ではありません。水道事業の民間移譲という議論もこの延長線上にあります。もちろん制度疲労を起している部分の見直しは私も必要だと思えますが、医療や社会福祉等で国民の命に直結するものは多少のお金がかかったとしても国の責任において実施していくこそが「災害に備える」最大の方法だと新型コロナの各国の感染状況をみて思いました。皆さんはどう思われますか。



「災害に備える」各事業所の取り組み

福岡市をつなぐ育成会 防災対策委員会

災害に備えて

今年に入って私たちの日常に大きな変化がおきました。新型コロナウイルスが世界的に広まり、終わりの見えないう新型コロナウイルスとの共存が余儀なくされています。コロナ禍の中「新しい生活様式」が打ち出され、3密の回避はもちろん、日頃の生活の中で気を付けなければならぬ日常(身体的距離の確保・マスクの着用・手洗い、消毒・換気等)が始まりました。そんな中でも自然災害は容赦なく猛威を振ります。



7月の豪雨や9月の台風では九州にも各地で大きな被害がでました。この時、命を最優先に考えた早目の避難を呼びかける一方で、3密をさけた避難所の確保が必要な状態でした。「私たちは災害に対して何を備えておくべきか」「今まで以上に考えさせられています。」

各事業所ではそれぞれ、防災計画や消防計画を作成し避難訓練等とおして、職員、利用者とともに避難経路や安全確保のための行動確認を行っています。しかし、昨今の災害は、「記録的な豪雨」「台風による記録的な強風や高潮」「大規模な地震」など予想をはるかに超え、被害も大規模なものになっていきます。各事業所で想定できる災害が何かハザードマップや福岡市の防災情報を確認し、今後の対応に備えなければなりません。しかし、各事業所の立地条件や業務内容の違い、利用者の年齢・障がい特性等、備蓄品や避難経路、注意する点や配慮が必要な場所等それぞれ違いがあります。

そこで、防災対策委員会では各事業所から代表者を選出し、厚生労働省からも依頼がありました、「社会福祉施設等における事業継続計画(BCP)」の策定に取り掛かりました。事業継続計画とは、利用者・職員の安全確保を第一に優先し、重要な事業を継続、または早期に復旧させるためにあらかじめ策

定し、事前の検討や準備を進めていくことができる計画をいいます。また、福岡市手をつなぐ育成会 防災管理体制規程第一条(目的)にも、法人に重大な損害を与える「災害」が発生した場合の応急対策、復旧対策の基本を定めることにより、総合的かつ計画的な体制の整備及び推進を図り、もって法人の秩序の維持と事業活動の継続に資することを目的としています。そして、事業継続計画は事業所単位で作成することを前提とし、法人とは相互応援関係が求められることから、法人本部としての事業継続計画も作成することが望まれています。防災対策委員会では、「社会福祉施設等におけるBCPの有効性に関する調査研究事業」において作成された、「社会福祉施設等におけるBCP様式」をもとに、書面上だけではない、実際に活用できる事業継続計画を作成していきます。今後私たちの身にも起こり得るかもしれない災害に備え、法人全体で課題の整理・検討を行います。また、整理・検討には各事業所でも定期的な会議を実施してもらい、職員一人一人が防災意識を高く持つよう、職員の意識向上にも努めていきます。

さて、上記でも記載しておりますが、防災対策委員会では話し合いを行う中で、今年度は新型コロナウイルス拡散防止対応にともない避難訓練が今までの以上に計画できない状態の中で、7月の豪雨、9月の2つの台風と大きな災害があり、「避難場所に実際に避難が可能なのか」、「豪雨の中での避難の方法

についてあらためて考えさせられた」、「今までの避難訓練は火災が起きた時を想定した計画のものが多かったが、水害に備えた避難訓練を実施している」等の意見交換もしました。そこで、各事業所で行っている「避難訓練について」また今後の課題や今後避難訓練で計画している内容等を掲載します。

福岡ひまわりの里

避難訓練

現在、福岡ひまわりの里では火災を想定した、通報訓練・消火訓練・避難訓練を合わせた「総合訓練」という形式で行っています。

防火計画に基づいて年に4回実施し、全利用者へ全支援員が対象です。

勤務者が少ない夜勤帯での火災を想定し、夜勤者が連携を取りながら初期



消火や消防への通報、そして利用者の方を安全な場所へスムーズに避難・誘導できるように訓練に取り組んでいます。

また、西消防署や地元消防団と連携した訓練を実施した実績もあります。

今後は火災だけでなく地震や土砂災害、風水害を想定した訓練を行わなければならぬと感じています。

最近の災害は、過去に例を見ないほどの大きな被害がでており、早急に対応策を考えなければなりません。

福岡ひまわりの里に関して、離島そして山の中にあるという立地条件のなかで、地震や土砂災害が発生した場合どのくらいの被害がでるのか、道路は大丈夫なのか、ライフラインが遮断した場合に復旧までにどれだけ時間を要するのか、予想もつきません。

備蓄品も準備しておく必要があります。水や食料、医薬品、手袋や簡易トイレ等々、挙げればきりがありませんが、緊急事態に備えた体制を整えなければなりません。

防災に対しては課題が山積みですが、地元自治会との連携や行政からの情報など活用しみなさんの生命や財産を守るために努力していきたいと思えます。



避難訓練について

消防法に基づき、年に2回(6月と3月)火災を想定した避難訓練を実施している。参加者は利用者、職員、厨房職



員(3名)で実施。出火想定場所は、パン室、製菓室、厨房を想定している。避難場所は正門前とし、訓練を繰り返すことにより、火災発生時の避難場所として利用者にも周知ができています。利用者には、避難時は、押さない・走らない・しゃべらない・戻らないの徹底を伝え、また、避難後も静かに待機するように促している。避難訓練を実施する際は、職員配置(利用者担当)を予め決めていますが、実際の火災を想定して、予め担当配置を決めずに、職員間で連携を取りながら行う方法も検討していく。避難訓練については、利用者の慣れがあるという意見も出ているが、慌てず落ち着いて避難することができていると捉えることもでき、実際に火災が発生した際も、訓練を活かして避難できるとよいと考える。



避難訓練

今後は、水害を想定した避難訓練(垂直避難訓練)も計画し行う予定。室見川からの浸水があった際、ひまわり園での避難場所は、2階の作業室や陶芸棟となる。火災の時の避難場所と異なるため、水害の際の避難場所として、新たに利用者・職員に周知する必要があります。

ひまわりパーク六本松では、利用者の安全を確保するため、非常災害対策計画を策定して災害に備えた対策を講じています。当事業所は、浸水想定区域に指定されていることから、非常災害対策計画に加え、洪水時の避難確保計画も策定しました。昨年度からは、水害と火災を想定した避難訓練を毎年各1回ずつ実施しています。今年度は、9月14日(月)に避難訓練(水害)を実施しました。前回は初めての実施だったため、事前に避難訓練の実施内容(2階への垂直避難訓練)を利用者へ伝えました。今回は実施日をお知らせせずに行いましたが、職員の指導により、マンションの2階ロビーに無事避難することができました。また、「おはしも」(押さない、走らない、しゃべらない、戻らない)を意識して、全体的に落ち着いて行動することができていました。口元を火災同様手で押さえる方も見られましたが、どちらの訓練でも同じような行動ができることが大事だと考えています。

今後は、水害を想定した避難訓練(垂直避難訓練)も計画し行う予定。室見川からの浸水があった際、ひまわり園での避難場所は、2階の作業室や陶芸棟となる。火災の時の避難場所と異なるため、水害の際の避難場所として、新たに利用者・職員に周知する必要があります。

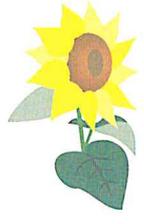


避難訓練について

今後の課題としては、高齢の方や階段を登ることが困難な方の介助、また実際に災害が起こったときに動けなくなった利用者を限られた職員で、どのように対応するのかを考えていく必要があります。

今年度は、地震や火災、洪水等どのような災害にあっても、最低限のサービス提供を維持していくために、「事業継続計画(BCP)」を他事業所と意見交換しながら作成中です。非常災害時における利用者及び職員の生命を守り、継続的・安定的にサービスを提供していきたいと思えます。

- ・ ひまわりパーク上牟田の避難訓練に關しては、年2回の訓練を実施している。
- ・ 消防計画に沿い、火災避難訓練を実施。2回の内1回を地震または水害を想定した避難訓練を隔年ごとに実施している。
- ・ また、ひまわりパーク上牟田主催で、同建物内のとむホーム(NPO法人地域生活サポート倶楽部とむ)に参加を呼びかけ一緒に行っている。
- ・ A型事業においても、冷泉公園や天神中央公園といった現場に適した避難訓練を実施。
- ・ 冷泉公園については、近隣の指定避難場所の確認などを行っている。



- 地域との関係について
 - 環境として施設の規模の問題等があり、地域の皆様への避難場所として開放することが困難な為、場所の提供はしていない。
 - また、建物崩壊等の可能性を鑑みて、当事業所以外の備蓄品(飲食物等)の管理は難しく保管は行っていない。
- 今後の課題について
 - 上記の内容については、地域総会や地域役員会を通して、避難場所や情報の確認を随時行っているが、実際に避難会場での周囲への配慮や実態に基づいた支援に関して経験がない。
 - 備蓄品について、ビニール袋を保管しているが、利用者の高齢化に伴い利用者に適した非常食への転換を検討している。
 - また、実際に簡易トイレの使用方法等を確認し、職員が周知するよう機会を設ける必要がある。
 - 避難訓練に関しては、避難場所である山王公園へ、地震や水害時を想定した避難経路を歩行による移動経験がない為、移動時間の確認や支援方法を確かめる為に訓練の一環に加えることを検討している。

今回の台風10号において、もしもの時を想定し、かつ今後の課題が見つかると考え、夜間に各避難所を巡ってみました。同じ避難所でも仕切り板や空調、照明等細かい点で違いがあることが分かりました。

火災訓練においては、出火想定場所、避難経路、集合場所、避難時の注意点を事前に確認して実施しています。出火想定場所を変え、その都度避難方法が変わりますが、回数を重ねることで火災発生時に自然と避難行動がとれるように取り組んでいます。

また風水害については、各グループホームの立地条件により想定される避難方法が異なります。避難所までの災害が予想される場合は垂直避難訓練を実施、早い段階で避難所への移動が必要なところは避難所の位置と移動経路を入居者、世話人と共に確認しています。実際の場所確認を兼ねて、防災さんぽにも出かける予定です。

これまで災害訓練としては主に火災を想定して行ってきました。近年、局地的豪雨や線状降水帯等の長雨、規模の大きい台風等風水害が顕著になってきており、風水害への避難訓練を取り入れていっているところがあります。



早良ひまわりハウス

寄付寄贈 (令和2年4月~9月)

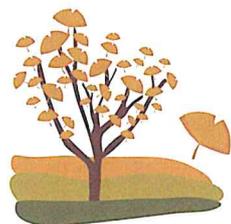
事務局
西日本新聞民生事業団様

福岡ひまわりの里
藤瀬 三枝子様
ひまわり園保護者会様

ひまわり園
長村 慶子様
大賀 恒太郎様
榎田 勝之様

ひまわりパーク六本松
株式会社ACR
代表取締役 藤井 太一様

早良ひまわりハウス
上村 雄一様
ひまわり園保護者会様



避難所へ移る際、災害用品を持参する為の労力や移動を考えると日頃の備えの大事さを改めて感じています。

令和元年度 社会福祉法人福岡市手をつなぐ育成会 決算報告

貸借対照表

令和2年 3月31日現在

資産の部		負債の部	
流動資産	511,111,483	流動負債	58,036,034
現金預金	399,302,479	固定負債	52,093,940
		負債の部合計	110,129,974
固定資産	623,793,905	純資産の部	
基本財産	346,890,898	基本金	120,909,330
その他の固定資産	276,903,007	国庫補助金等特別積立金	136,294,197
		その他の積立金	231,440,231
		次期繰越活動増減差額	536,131,555
		純資産の部合計	1,024,775,414
資産の部合計	1,134,905,388	負債及び純資産の部合計	1,134,905,388

見守り 新鮮情報

大金をあげる？ 知らない人からの メールは無視！



©Kurosaki Gen

障がいがある女性の携帯電話に、知らない人から「1850万円を譲る相手にあなたが選ばれました。手続きをするためお金を振り込んでください」というメールが届き、女性はその内容を信じ込み2千円振り込んだ。その後、追加で1万円を要求されたが手元になく「1万円を振り込まないとお金がもらえない」とお金の管理を手伝っている支援者の自分に相談してきた。
(当事者：50歳代 女性)

ひとこと助言



- 携帯電話やスマートフォンを持っていると様々な迷惑メール等が送られてきます。メールの内容に従ってお金を振り込んでも大金はもらえません。知らない人からのメールは無視するなど、家族や周りの人とよく話し合っておきましょう。スマートフォン等の設定で予防もできます。
- 家族や周りの人は、変わった様子はないかなど、日ごろから気を配りましょう。同様の手口に再度だまされてしまうこともあるので、何度も繰り返し注意をする必要もあります。
- 少しでも不安を感じたら、お住まいの自治体の消費生活センター等にご相談ください(消費者ホットライン 188)。一人での相談が難しい場合は、家族や周りの人が付き添いましょう。

本文イラスト：黒崎 玄

見守り新鮮情報 第373号(2020年9月8日)発行：独立行政法人国民生活センター

福岡市消費生活センター相談コーナー Tel: 092-781-0999
 〒810-0073 福岡市中央区舞鶴2-5-1 あいれふ7階
 月曜日～金曜日(祝休日を除く) 9時～17時 ※来所による相談は予約制です
 第2・4土曜日(祝日を除く) 10時～16時 (電話相談のみ)
インターネット消費生活相談

知的障がい、
発達障がい、
ダウン症、
てんかんの
ある方、
ご家族に

病気やケガが絶えない...
成人病や生活習慣病に備えたい...
他人の物を壊してしまった...
虐待・雇用現場での差別など
人に相談しにくい悩みがある...

障がいのある方とご家族へ

あんしん保険

- ・最高日額1万円
- ・個人賠償責任補償
- ・弁護士費用補償
- ・安心サポート

このようにお困り事に心当たりがある方に...

詳しい資料のご請求・お問合せはこちら

ぜんち共済株式会社 0120-322-150

関東財務局長(少額短期保険)第14号
 〒102-0073 東京都千代田区九段北3-2-5 九段北325ビル4階
 [2020年1月作成 19-TC06633]

特別支援教育を必要とされている方へ

こども傷害保険

- ・入院・通院を日額保障
- ・個人賠償責任補償
- ・トラブルに巻き込まれた際、
弁護士がサポート

※ご契約にあたっては必ず「ご契約に際しての重要事項」「約款」東京海上日動の「重要事項説明書」をよくお読みください。ご不明な点等がある場合には、ぜんち共済株式会社までお問い合わせください。

取扱代理店(資料請求・その他お問い合わせ)

株式会社グッド・サポート TEL:092-263-6771 FAX:092-263-6772

保護者会だより

一緒に考えてください

福岡市手をつなぐ育成会保護者会
会長 下山 いわ子

昨年11月に療育手帳の交付を受けている一人暮らしの男性が自ら命を絶ちました。遺族が、自殺の原因は自治会と役員に障がいの特性を書面に書くように強要されたことであると損害賠償訴訟を起しています。以下、報道による情報です。事実関係は必ずしも明らかではありませんが、一緒に考えてもらいたいです。

男性は、自治会役員から、「自治会役員を断る理由を示すために、自分の障がいの状態を説明する書面を書くように」言われ、提出後、「住民の理解を得るために住民に回覧する」と告げられた翌日に自殺。

経緯は、「来年度の班長決めをするので集まるように」という文書が男性の家のポストに入れられた翌日、障がいを理由に選考から外してもらいたいと申し出たが受け入れられなかった。

翌日、地元の区役所に相談すると、地域の相談窓口である、地域包括センターに行くように言われる。そこでは「65歳以上の方が対象」と言われ、地元の社会福祉協議会を紹介される。そこで地域福祉活動コーディネーターに相談。コーディネーターが同席して自治会役員らと面談。面談の翌日に男性が自殺。

男性が障がいについて書いていた内容は

男性の実際の文書は、たどたどしい、ひらがなの文字です。胸が締め付けられます。

しょうがい(※)があります。○2500えんはふうとうにいれれます。×おかねのけいさんはできません。○1たい1ではおはなしできません。×ひとがたくさんいるところにくてげたくありません。

等17項目に、できることは「○」、できないことは「×」の印を付け、便せん2枚に書かれていた。

男性の兄は、男性は亡くなる前日に「無理やり書かされ、さらし者にされる。どうしよう」と落ち込んでいた。この出来事がなかったら自殺してはいないと思うし、許せないと話している。

自治会側は、「特別扱いできない。役員の選考から外すことについて住民の理解を得るためにどうしたら良いかを考えて作成した。必要なことだった。嫌がらせではない。書面の作成は、強要はしておらず、嫌がっているようには見えなかった。」などの主張がある。

「○」と「×」で一生懸命伝えようとしていることが、伝わりません。「×」で、できないことを自分です

らねていることも、自分で自分を否定しているようでとてもつらいです。この文書を一人で書いて、自ら命を絶つ決心をしている姿を想像すると、苦しくて苦しくてかわいそうでなりません。

役員の人たちも日常で男性とかわかることがなく、男性の困り感を知らなかったり、障がいの知識がなかったのではないかと。男性とかわかる人たちが、ひとり暮らしで療育手帳をもつ男性を支えるための相談先や仕組みを知らなかったのではないかと考えます。

みんな考えてみると、さまざまな視点が出てくるはずです。だれかを責めるのではなく、このようなことが二度と起きないように、みんな考えたいのです。

まず、男性の気持ちを想像してみてください。次に、自治会役員の気持ちを想像してみてください。次に、役員があなただったら、どうしますか？ どうすれば、この男性のSOSが届いたと思いますか？

ぜひ、一人一人考えて、地域や家族で話し合ってみてもらいたいと思います。

参考までに。

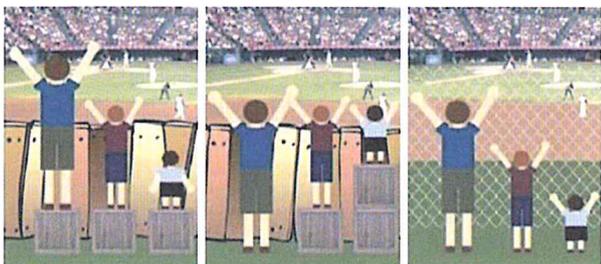
差別の種類は、「直接差別」「間接差別」「合理的配慮の欠如」があります。

◇直接差別…障がいを理由に、ほかの人と違う取りあつかい(区別)をされること。例えば、障がいがあるから、こ

の幼稚園には入園できない、などの◇間接差別…障がいを理由に区別していないが、結果的に違うあつかいをされること。例えば、聴覚障害の人を会議に招待するが、手話通訳などができないため、その人は結局会議には参加できないが、結果、排除することになっている、など。

◇合理的配慮の欠如…機会の平等のための調整や配慮がたりないこと。例えば、車椅子を利用して、段差があり移動できないときに、スロープを設置することが合理的配慮。合理的配慮の欠如は、スロープを設置しないこと(過重な負担でないとき)。

次の絵を参考に、もう一度考えてみてください。



①平等

②公平

③合理的配慮

①は平等です。②は合理的配慮で、公平となりました。③は環境を変えて公平となりました。

様々な場面で当てはめて考えてみて下さい。

また、今回の問題は相談機関で「たらい回し」のような対応がうかがえるところもあります。

福岡市は、「たらい回し」や「当事者がたらい回されない」ように相談機関が充実してきています。

福祉サービスを利用している場合は、特定相談事業所がマンツーマンで相談のつてくれます。特定相談事業所で相談が解決できないときは、福岡市基幹相談支援センターにつないでくれます。手帳がない方も基幹相談支援センターでは、相談のつてもらえます。

虐待や差別、人権問題、いのちの電話、などさまざまな相談先があります。

当育成会保護者会のような障がい当事者の団体も多くあります。

社会資源を活用してください。

障がいのある人もない人も、一人で抱え込まないで、頼ってください。

実際は、当事者の方たちは、「たらい回し」や「たらい回される」ことはありませんか？あれば、声を寄せて改善していきましょう。

福岡市でも障がいの者の差別禁止条例が施行されています。

福岡市民は、障がいの者を差別しない、と宣言しています。障がいの者を優遇するのではなく、障がいの者も障がいのない人と同じように暮らす権利があって、差別

を受けた時は、申し出ていいんだよ。申し出された先は、「どうしたらできるか」を考えて、双方で建設的な話し合いをしましょう。その話し合いにおいて、どうしても申し出に答えられないときは、事情を説明してお互いに納得しましょう、というものです。

今回の事実関係は裁判によりこれから明らかになります。他人ごとではなく、障がいのある人となない人、さまざまな立場の人が議論を深めることが重要だと思います。

最後になりましたが、亡くなられた男性のご冥福を心よりお祈りいたします。

◆区障がい者基幹相談支援センターについて

福岡市 保健福祉局

障がい者部障がい者支援課

〒810-0001 福岡市中央区天神1丁目8の1

TEL: 092-711-4985

FAX: 092-711-4818

Email: s-shien.PHWB@city.fukuoka.lg.jp

◆障がいの者の虐待に関する通報、届出の窓口

障がい者虐待通報・届出受付専用ダイヤル

TEL: 092-711-4496 (24時間受付)

FAX: 092-738-3382

◆みんなの人権110番(福岡法務局・福岡県人権擁護委員連合会)

福岡法務局

TEL: 0570-003-1110

※平日午前8時30分から午後5時15分まで

問い合わせ 人権啓発センター(ココロセンター)

〒810-0073 福岡市中央区舞鶴2丁目5の1

福岡市 市民局 人権部 人権啓発センター

TEL: 092-717-1237

FAX: 092-724-1516

Email: jinkenkehatsuCAB@city.fukuoka.lg.jp

◆福岡市障がい者110番

障がい者の権利擁護にかかる相談や障がいを理由とする差別に関する相談に対応するため、常設相談窓口を設置し、電話・FAX・面接等により無料で相談をお受けする相談窓口です。

福岡市身体障害者福祉協会

〒810-0062 福岡市中央区荒戸3丁目3の39

福岡市市民福祉プラザ4階

TEL: 092-713-1353

FAX: 092-713-1393

◆いのちの電話福岡

TEL: 092-471-4343

※24時間 年中無休で受付

誰にも話せずに ひとり孤独で困っているとき

さまざまな悩みや不安に

途方にくれているとき

望みを絶たれどうしたら

よいかわからないとき

・・・いつでもどうぞ

携帯電話からはQRコードで



◆子ども総合相談センター(えがお館)

【相談電話】TEL: 092-833-3000

※24時間対応(年中無休・年末年始除く)

どこに相談したらよいか分からない子

どもの相談は、迷わずにご相談ください。子育てについての悩みや不安なども相談ください。

【女の子専用相談電話】

TEL: 092-833-3001

※9時から17時まで(年中無休・年末年始除く)

身体のこと・家族や友達のこと・恋愛や性の悩みなど、なんでも気軽に相談してください。女性相談員が相談を受け付けています。

福岡市子ども総合相談センター(えがお館)

〒810-0065 福岡市中央区地行浜2丁目1の28

TEL: 092-641-9999

※土、日、祝日を含む毎日(24時間対応)

誰にも話せずに孤独でひとり困っているとき、さまざまな悩みや不安に途方からよいかわからないとき、いつでも何処からでも、誰でも、お電話してください。

福岡市子どもホットライン24(福岡教育事務所)

〒812-0046 福岡市博多区吉塚本町13-50

TEL: 092-713-1480

FAX: 092-715-3561

Email: hogsha@fku.jp

◆手をつなぐ応援隊

知的障がいや発達障がいの疑似体験をとおして、障がい理解の啓発活動を行っています。

福岡市手をつなぐ育成会保護者会

福岡市手をつなぐ育成会保護者会

TEL: 092-713-1480

FAX: 092-715-3561

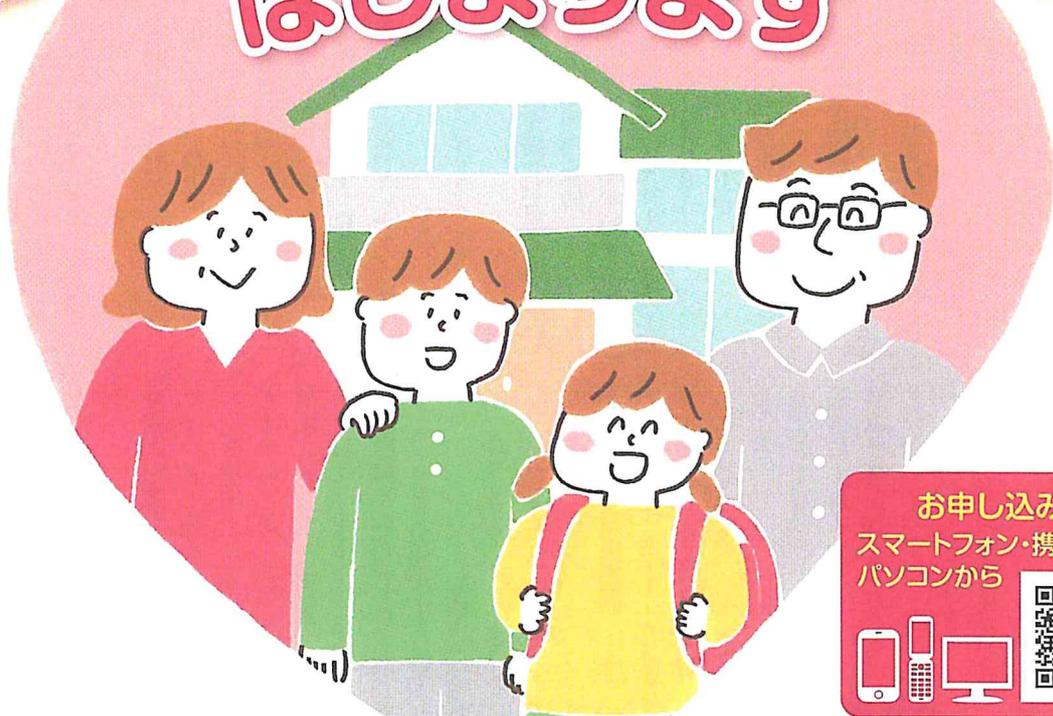
Email: hogsha@fku.jp

一般社団法人全国手をつなぐ育成会連合会 会員の皆さまへ
 手をつなぐ暮らしのおたすけプランは全国各地にある各区市町村等の育成会の
 会員とご家族のみがご加入できます。

当制度は一般社団法人全国手をつなぐ育成会連合会の本体事業です。

親あるときの
 万が一に備える

手をつなぐ 暮らしのおたすけプラン はじまります



お申し込みは
 スマートフォン・携帯電話・
 パソコンから

補償1 団体長期障害所得補償保険

障がいのある方とご家族、ご本人を支える支援者が病気やケガで働けなくなった時、収入をサポートします。

※「就業障害」といいます。

補償2 葬祭費用等補償特約

障がいのある方とご家族、ご本人を支える支援者がお亡くなりになった時、残されたご家族を守るため葬祭費用や、成年(未成年)後見人制度を利用するための各種手続費用等を補償します。

保険期間 令和2年7月1日 午後4時 から 令和3年7月1日 午後4時(1年間)
 ※中途加入は毎月受け付けております。